

**(高橋議員)**

県の森林環境税は、平成20年度に導入されてから15年が過ぎようとしています。

県森林環境税条例の附則第4項には、条例施行後15年を目途として、必要があるときは規定の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしています。昨年8月には「福岡県森林環境税(第Ⅱ期)の中間検証について」という報告書も出されています。

まず、県森林環境税が導入されてからの実績についてお聞かせ下さい。

【林業振興課長】

県の環境税の第Ⅰ期事業では、平成20年度から29年度までの10年間に約2万7千ヘクタールの荒廃した森林を再生しました。

また、森林の重要性などについて、新聞・テレビなどを活用し広く県民に情報発信を行うとともに、延べ約12万3千人の県民が参加した植樹や竹林の伐採などの森づくり活動に対して支援を行いました。

第Ⅱ期事業では、平成30年度から令和3年度までの4年間に、約5,300haの荒廃の恐れのある森林を整備したほか、第Ⅰ期同様、県民への情報発信を行うとともに、延べ約5万4千人の県民が参加した森づくり活動に対して支援を行いました。



(高橋議員)

森林環境税導入当時には、荒廃山林が約3万haと言われていました。今の答弁で、これらの荒廃森林はおおむね再生されたと理解しました。

「中間検証について」では、取りまとめとして①森林整備の取り組みはますます重要性を増していること ②災害に強い森林づくりにつながる新たな方策を検討する必要があること ③森林ボランティア団体の活動を継続支援し総合的にサポートする体制づくりが必要なこと…などが述べられた後、令和5年度から9年度までに必要な施策には約80億円の費用が必要として県森林環境税を継続していくことが適当と結論しています。

今後、新たに荒廃する恐れがある森林が約3万haと報告の中に書いてあります。3万haのうち、平成30年以降、10年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れがあるのが1万ha、この1万haには強度間伐が必要だと言われています。この後、10年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れがあるのが2万haあり、こちらには、自伐林家の育成が必要とありました。新たな荒廃森林を生まないためには、伐採から搬出、出荷までの一連の作業を自ら行う自伐林家を育成することも必要だと思います。

自伐林家の育成に向けて、どのような支援を行っているのか、お答え下さい。

【林業振興課長】

県では、自伐林家を目指す方を対象に、安全に間伐作業を行うための基礎知識や技術などを学ぶための研修を実施しており、令和3年度までの4年間で、37名が受講しました。

また、自伐林家が伐採や搬出作業を行ううえで必要となる、チェーンソーや林内作業車などの機材の導入に対する支援を行なっています。

(高橋議員)

森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収することから、脱炭素社会実現への取り組みの一環として、国は令和6年度から森林環境税を導入します。先行して令和元年度から国庫からの交付金を森林環境譲与税として都道府県や市町村に配分しています。県へ譲与される森林環境譲与税をどのような施策に充てているのか、伺います。

【林業振興課長】

県では、市町村に森林・林業に精通した職員が少ないといった課題があることから、譲与税を活用し、林業の専門知識を持ったアドバイザーを派遣して、市町村職員に対する技術的な助言を行っています。

併せて、森林整備を担う林業従事者の技術の向上を図るため、高性能林業機械を活用した伐採作業や作業道の整備方法などを学ぶ技術研修を実施しています。

（高橋議員）

森林環境譲与税の分配の方法に問題があると指摘がありますが、全国の市町村では、活用されていない譲与税が47%に上っています。本県の市町村での活用状況についてはどうか、お伺いします。

【林業振興課長】

県内全市町村に対して、令和元年度から3年度までの3年間で、約19億円が譲与され、このうち間伐などの森林整備や、公共施設の木造・木質化などに、約14億円が活用されています。

その執行率は73%と、全国市町村合計の執行率53%に比べて20ポイント高い状況です。

（高橋議員）

本県の森林環境税と国の森林環境譲与税とのすみ分けについて、どのように対処されているのか、お答えください。

【林業振興課長】

県の環境税については、森林の有する公益的機能を回復させることを目的とし、荒廃した森林の再生などを図る取り組みを実施しています。

具体的には、概ね15年以上手入れがなされておらず、今後荒廃の恐れがある森林を現地調査により特定したうえで、強度間伐などを実施しています。

一方、国の譲与税については、温室効果ガス排出削減目標達成に向けた森林吸収源対策を進めることを目的とされており、本県では、県の環境税の対象にならない森林の整備に限定しています。

このほか、県の環境税では実施できない公共施設の木造・木質化などに活用

しています。

(高橋議員)

あした、3月12日は、東日本大震災から12年になります。今朝のNHKの番組を見ていましたら、東日本大震災で被害を受けた牡蛎(かき)の漁師さんが、その後林業家となって、自伐林家の育成に取り組んでいるという内容でした。

その中で、「森が枯れるとき海が枯れるんだ」という話が大変印象的な言葉として残っています。森林環境を守ることは大事なことです。県の森林環境税は、目的財源として県民から徴収している税なので、無駄のないようにしてもらいたいと思います。

国からの森林環境税もこれからですが、個人住民税に1000円を上乗せし徴収する予定だと聞いています。森林のCO2吸収量は減少傾向にあり、その背景に森林の高齢化があります。

高齢になった樹木は光合成が鈍化し、呼吸で放出するCO2の量が吸収量を上回るそうです。伐採適齢期を逃さないこと、若い木を植えることを繰り返しながら人工林を管理することが必要です。

国の森林環境譲与税、県の森林環境税は共に、税を活用して目指すべき森林の姿は一致していると言えます。

県の森林環境税、国からの森林環境譲与税の適正な活用に向け、部長の決意をお伺いします。

【農林水産部長】

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるためには、伐って、使って、植えるといった森林資源の循環利用を進めることが重要です。

このため、県では、利用期を迎えた森林の世代サイクルの回復を図るため、主伐やその後の再造林を積極的に進めるとともに、国の譲与税も活用し、間伐による森林の適切な管理を図っているところです。

一方、急傾斜で道から遠いなど、林業経営が成り立たない荒廃森林については、県の環境税を活用して、間伐率を通常より高く設定して、強度間伐を実施しています。こうした取り組みで、森林の管理が省力化でき、公益的機能が持続的に発揮できる、針葉樹と広葉樹が混在する森林へ誘導しています。

県としましては、それぞれの税の趣旨を踏まえ、市町村と連携し、健全な森づくりに向け、国と県の二つの税を効果的に活用してまいります。